

多文化共生推進アライアンス 認証制度概要

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団 国際交流課



背景：なぜ、多文化共生の推進が必要なのか！？

沖縄で暮らす外国人数の推移



沖縄県内在住外国人数の推移

参考：法務省HP（2020年12月現在）

県内の外国人労働者と外国人雇用事業所の推移（10月末）



沖縄県内の外国人労働者と外国人雇用事業所の推移

参考：沖縄労働局「外国人雇用状況（令和2年10月末現在）」

Points !

- 日本の少子高齢化を補完するため全国的に外国人材の受け入れが加速
- 沖縄県内でも外国人労働者やその労働者を受け入れる事業所数の増加

外国人住民を、地域住民を構成する一員として受け入れるまちづくりが必要

多文化共生推進パートナーとは

目的

沖縄県内の在住外国人の労働・生活環境の向上を図り、地域住民を構成する一員として受け入れられる環境を整備し、豊かで持続可能な多文化共生社会の実現に向けて、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団・厚生労働省沖縄労働局・出入国在留管理庁福岡出入国在留管理局那覇支局の3者が連携

連携内容

- 外国人への労働や求職・就労などに関する正しい情報提供
- 外国人労働者が抱える問題の把握と解決
- **OIHFが運営するプラットフォーム「多文化共生推進アライアンス認証制度」*へ賛同する産・学・団体の連携促進**
- 外国人労働者と「多文化共生推進アライアンス」に登録する団体との就職マッチング支援（OIHF無料職業紹介事業）

多文化共生推進パートナー



厚生労働省
沖縄労働局

多文化共生推進アライアンス認証制度とは①

目的

多文化共生推進パートナーを基盤として、一般企業などが参加できるプラットフォーム「多文化共生推進アライアンス認証制度」（運営：OIHF）を設け、雇用者が外国人労働者の労働・生活環境の改善に責任を持ち地域住民を構成する一員として受入られる環境を整備する。

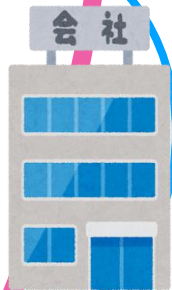
多文化共生推進
パートナー



賛同する団体の加入

様々なメリットを受けられる

多文化共生推進
アライアンス



多文化共生推進アライアンス認証制度とは②

目的達成のための行動指針

在住外国人を地域住民の一員として受け入れ、適正な労働環境と雇用管理の確保など次の5つの行動指針を推進する団体を認証します。



1. 就労を希望する外国人に対して、**日本人と同等以上の機会と待遇の確保**



2. 外国人労働者の労働・生活環境の向上を図り**関係法令を遵守**



3. 外国人労働者への重要事項の**通知は母国語や「やさしい日本語」**などを活用し理解を促進



4. 外国人労働者が持つ**悩みに耳を傾け問題解決**を図る



5. **外国人労働者が抱える問題に対する解決事例を関係機関と共有**

多文化共生推進アライアンス認証制度とは③

会員となるメリット



1. 外国人求職者と「多文化共生推進アライアンス」に登録する求人団体をマッチングする**無料職業紹介サービス**を利用して人材を確保。



2. 企業内の重要事項に係る**多言語化の推進**に関してOIHFから**母国語に精通する翻訳者の紹介**を得ることができる。



3. **責任ある外国人労働受入企業として**認知され、また**雇用優良事例を共有・発信**を通して、**独自の価値を高め、対外的な評価を高める**ことができる。



4. 参加団体等が抱える同様の課題について、**解決策を検討**することで、**今後類似した課題解決への糸口**とすることができる。



5. **産業の枠組みを超えて、関係者間の新たな人脈づくり**となり、**新たな市場の開拓**など様々な機会を得ることができる。



入会申込フォーム

多文化共生推進アライアンス認証制度とは④

認証状の交付



「多文化共生推進アライアンス」の第1号認証を受け取る琉球銀行総合企画部の島袋健部長（左）と国際交流・人材育成財団国際交流課の根来全功課長＝18日、那覇市東町の琉球銀行仮本店



国際交流・人材育成財団が認証する「多文化共生推進アライアンス」のマーク提供

琉球新報社提供

認証には、就労を希望する外国人に対して、日本人と同等かそれ以上の機会、待遇を確保するほか、外国人労働者の労働・生活環境の向上を図り、関係法令を順守する行動指針が求められる。

琉銀が第1号に

外国人労働者の生活や雇用環境を向上させよう
と、国際交流・人材育成財団（OIH）が、奥座敷好理理事長）はこのほど、県内企業を対象に「多文化共生推進アライアンス認証制度」を始めた。外国人の生活や雇用環境の向上に因り、企業を認証するのは全国でも初めて。認証企業には外国人労働者との就職マッチングを無償で支援するほか、企業内の多言語化の推進に必要な翻訳者の紹介サービスなども受けられる。認証を通じた海外人材の採用と定着により、県内企業の国際化対応を促していく。

外国人の労働環境向上へ

OIH 企業へ認証制度全国初

を得ているという。18日には、琉球銀行（那覇市川上南取）に第1号認証の証書が交付された。

者ホームページを準備しており、早ければ今年4月から認証企業とのマッチングをスタートする。マッチング前には、同財団が求職者の面接も実施する。根来課長は「国内の少子高齢化を補完するため、県内でも外国人労働者を受け入れる団体が増加傾向にある。雇用者が外国人労働者の労働や生活環境の改善に責任を担っていく。本拠が多文化共生社会を実現できる」と述べた。

多文化共生推進アライアンス 認証状



登録事業者

「多文化共生推進アライアンス」メンバーとして認証します。在住外国人の生活・労働環境の向上に向けた取り組みを共に推進しましょう。

交付日: 2022年 月 日



公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団


ご賛同企業・団体様



よくあるご質問




1. 入会に際して費用負担等がありますか？




ご負担いただくことは一切ございません。




2. 今のところ、外国人雇用の予定はないのですが…



本県の多文化共生社会の推進に向けてご賛同いただける企業や団体様にぜひ加盟していただきたいです。




3. 重要事項の「やさしい日本語」化や多言語化は、
実際できるか不安があるのですが…



あくまでも努力義務であり、強制するものではございません。
もし、必要があればOIHがサポートします。



4. 入会后、更新に関する手続きはありますか？



特にございません。

多文化共生推進アライアンス認証制度 実施要領

1. 目的

日本の少子高齢化を補完するため全国的に外国人材の受入れが加速する中、沖縄県内でも外国人労働者やその労働者を受け入れる団体が増加傾向にある。そのような中、雇用者が外国人労働者の労働・生活環境の改善に責任を持ち、地域住民を構成する一員として受入れられる環境を整備することで、本県が豊かで持続可能な多文化共生社会を実現できるよう、公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団（OIHF）は、厚生労働省沖縄労働局及び出入国在留管理庁福岡出入国在留管理局那覇支局との3者間との連携協定に基づき「多文化共生推進アライアンス認証制度」を設置する。

2. 行動指針

本アライアンスの会員は、関係機関と協力し、地域住民の一員として在住外国人を受け入れることで、本県の持続可能な多文化共生社会を実現できるよう、次のとおり行動する。

- (1) 就労を希望する外国人に対して、日本人と同等かそれ以上の機会と待遇を確保する。
- (2) 外国人労働者の労働・生活環境の向上に努めるなど人権を尊重し、関係法令を遵守する。
- (3) 労働条件や就業規則など外国人労働者へ重要事項を通知する際、労働者の母国語や「やさしい日本語」などを活用し、当該外国人の理解を促すよう努める。
- (4) 外国人労働者が持つ悩みに耳を傾け問題解決を図るなど、支援環境を整備し信頼関係の構築に努める。
- (5) 外国人労働者が抱える問題に対する解決事例を関係機関と共有することで、外国人労働者の労働・生活環境のさらなる向上に資する。

3. 会員の入会及び退会

- (1) 本アライアンスは、目的に賛同する団体をもって構成し、参加を希望する企業や団体、自治体は、所定の申請を経てOIHFの認証を得なければならない。
- (2) 退会する場合、会員は書面をもってOIHFに届け出ることとする。
- (3) 会員は、本認証制度の目的及び活動にそぐわない、もしくは会員を含めた関連団体及びOIHFの名誉を傷つける重大な不正や不祥事が会った場合、OIHFが退会を命じることができる。

4. 参加する企業や団体・自治体のメリット

- (1) 労働や在留資格等の問題に関してOIHFをとおして専門機関に相談をすることができる。
- (2) 就職を希望する外国人労働者との就職マッチングサービスを受けることができる。
- (3) 重要事項通知に関する多言語化に関して、OIHF から母国語に精通する翻訳者の紹介を得ることができる。
- (4) 参加団体それぞれが実際に取り組んだ優良事例を共有・発信する場となり、独自の価値を高め、対外的な評価を高めることができる。
- (5) 参加団体等が抱える同様の課題について、解決策を検討することで、今後類似した課題解決への糸口とすることができる。
- (6) 産業の枠組みを超えて、関係者間の新たな人脈づくりとなり、新たなマーケットの開拓など様々な機会を得ることができる。

附則

この要領は、2021年10月25日から実施する。